

厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第二項第一号（同法

第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から適用する。ただし、平成十六年九月以前に提供された指定居宅支援等に要する額の算定については、なお従前の例による。

平成十六年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

別表の1中二をホとする。

別表の1のハの1中二を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 所娯時間30分未満の場合 2,310円

別表の1のハの2中二を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 所娯時間30分未満の場合 800円

別表の1中八をニとする。

別表の1のロ中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

(1) 所要時間30分未満の場合 800円

別表の1中口を八とする。

別表の1中イの次に次のように加える。

ロ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 1,000円

別表の1の注中6から8までを一つずつ繰り下げる。

別表の1の注5中二をホとし、5を6とし、注4中八をニとし、4を5とし、注3中口を八とし、3を4とし、注2の次に次のように加える。

3 ロについては、利用者に対して、通院等のため、指定居宅介護事業所の従業者又は基準該当居宅介護事業所の従業者が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定額を算定する。